

平成31年度第1回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

- 1 開催日時 令和元年8月8日（木）午後1時30分から午後4時00分
- 2 開催場所 白井市役所 本庁舎3階 会議室301
- 3 出席者 岡東会長、松山副会長、山崎委員、岡村委員、清水委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 財政課 津々木課長、元田主査、木内主事
市民活動支援課 岡田課長、宮内主事、紫尾主事
子育て支援課 山本主査
- 6 申請団体 合同会社しろい光夢辿（2名）
- 7 傍聴者 なし（非公開）
- 8 議題 議題1 審査票及び審査手順の決定について
議題2 白井市コミュニティセンター及び白井児童館の指定管理者の候補者の選定について
- 9 議 事

●事務局

定刻より少し早いですが、皆さんお揃いですので、平成31年度第1回白井市指定管理者選定審査会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

●会長

本年度最初の会議です。委員については、昨年度では伊藤副市長がいらっしゃったのですが、退職されて、5人で今年度は審査するというところでよろしいでしょうか。

●事務局

はい。

●会長

あと、私事なのですが、3月末で勤務先を退職いたしましたので、現在、元ということになりますので、念のために申し添えておきます。無職でございますけれども、引き続き審査会の会長をやらせていただきます。

それでは、事務局についても変更があるとのことですが、昨年度との変更について説明していただけますか。

●事務局

ありがとうございました。それでは、事務局について説明させていただきます。

事務局は、今まで行政経営改革課が事務局をしていたのですが、市の組織の変更に伴い、

行政経営改革課を廃止し、行政経営改革課が担っていた業務については、公共施設マネジメント課と財政課に分けたところ です。

この指定管理者選定審査会に関しては、財政課が引き継ぎをするということになりましたので、事務局は、今年度から財政課が担当させていただきます。

続きまして、本日の出席者について事務局とあわせて紹介させていただきます。財政課長の津々木です。

●事務局

よろしくお 願いします。

●事務局

今年度、指定管理者選定審査会と指定管理者制度を担当します木内です。

●事務局

木内です。よろしくお 願いします。

●事務局

事務局として元田は、木内と一緒にこの事務を携わらせていただきます。

それでは、本日の審議会 の出席者を紹介します。本日は白井コミュニティセンターと白井児童館の指定管理者の候補者の選定を行います。施設の主管課で白井コミュニティセンターの担当課であります市民活動支援課の岡田課長です。

●市民活動支援課

岡田です。よろしくお 願いします。

●市民活動支援課

宮内です。よろしくお 願いいたします。

●市民活動支援課

紫尾と申します。よろしくお 願いします。

●事務局

続きまして、白井児童館の担当の子育て支援課 山本です。

●市民活動支援課

山本と申します。よろしくお 願いします。

●事務局

本日は、このような体制で審議をお願いしたいと思 います。

●会長

それでは、議題 1 と 2 があるのですが、審査手順及び審査票の決定について、2 で白井コミュニティセンター及び白井児童館の指定管理者の候補者の選定についてとあります。

まず 1 番目の議題、審査手順及び審査票の決定について、昨年度と異なっていることがあれば、説明していただきたいと思 います。

●事務局

では、議題1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。別に配布しました資料1、資料2が相当する資料になっていますので併せてご覧ください。

「議題1 審査手順及び審査票の決定について」を提案させていただきました。

資料1が指定管理者の選定手順、今までの方法のとおりとなります。資料2が審査票です。こちらについても今までのものになります。

前年度の審査会で、このような点を変更したほうが良いという意見は特にございませんでしたので、今年度については、このような形で実施させていただきたいと思いますが、このことについて、皆さんに決定をしていただければと思います。特に何も問題なければ、昨年度同様にこのままさせていただければと思います。

●会長

わかりました。委員の方のご意見をお伺いして、ご意見なければ踏襲させていただくということでよろしいでしょうか。

特にご意見はございませんか。

(意見なし)

それでは、委員全員がそういう意見でございますので、よろしくお願いいたします。

●事務局

ありがとうございます。それでは、議題1として、今年度については、昨年度と同様の形で審査を行わせていただくことを決定させていただきます。

●会長

議題2もお願いします。

●事務局

はい。それでは、議題2 白井市白井コミュニティセンターと白井児童館の候補者の選定について説明させていただきます。

審査方法については、議題1でお示しさせていただきましたとおりプレゼンテーション審査となります。

出席者については、指定管理者選定審査会の委員の皆様と、本日の応募団体、施設担当課の職員と私たち事務局ということになります。応募団体については、公募の結果、1団体でして、2名出席されるということになっています。

審査の流れについては、この後、担当課の市民活動支援課から概要について説明をさせていただきます。その後におおむね2時頃から、今までの審査どおり1時間の審査、30分説明、30分質疑のプレゼンテーション審査を行っていただきまして、応募団体が退室された後に、結果を集計し、集計結果をもとに総合審査を皆さんで行っていただくということを予定しているところです。

それでは、担当のほうから説明をさせていただきますので、担当課の岡田課長、よろし

くお願いいたします。

●市民活動支援課

それでは、私からご説明をさせていただきます。

まず、指定管理者の募集要項ということで、ちょっと厚みのあるホチキス止めの資料をお開きください。

資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

まず、施設の目的になりますが、白井コミュニティセンターでございますが、市民相互の交流により市民の地域活動を育成し、住みよい地域社会の形成に寄与するための施設として設置をしてあるものでございます。

もう一方の白井児童館でございますが、こちらは児童福祉法に基づいて児童の健全な育成を図るための施設として設置をしたもので、この2つの施設については、同一の敷地内に別棟ということで、それぞれ建物は別個に設置をされているものでございます。

施設の概要については、2をご覧いただきたいと思います。

白井コミュニティセンターについては、構造は鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建てです。延べ床面積は、こちらに書いてあるとおりで1,239平米。建築については、平成23年の6月に新築をしたものでございます。このセンターの中には、1階に事務室、調理室、工芸室、多目的ホール、防災備蓄庫がありまして、2階には、和室が2部屋と会議室が2部屋ございます。

もう一つの白井児童館については、鉄筋コンクリート造の2階建てでございまして、延べ床面積は約450平方メートルで、昭和57年11月に建築をしているものでございますけれども、白井コミュニティセンターの建設した平成23年6月にこちらの児童館のほうをあわせて改修工事を行っておりまして、室内のリフォームですとか、あと外壁の塗装というようなものを全部行っております。そのため、施設としては、非常にきれいな施設になっているというものでございます。児童館の各部屋については、こちらに記載をしてあるとおりでございます。各部屋の面積につきましては、その下の表にそれぞれ記載をしてあります。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと思います。

3ページは、3の施設の管理運営方針でございますけれども、指定管理者は創意工夫を凝らした管理運営により、コミュニティセンターと児童館の機能充実を図ること。質の高いサービスを利用者に提供すること。管理経費等の縮減を図り、効率的な管理運営を行うこととしております。

括弧1の基本方針としましては、市民のコミュニティ活動や連帯意識を醸成する場として施設の機能を有効活用し、利用者に対して柔軟なサービス提供や各種講座の充実や実施を図ることとしております。

括弧2では、維持管理運営方針としまして7項目を掲げております。

1 つ目といたしましては、施設及び設備については、利用者が安全に利用できることを第一に、清潔に保つことや適正な管理と保守点検を行うこと。

2 つ目は、公の施設であることを念頭に置き、市民の平等な利用を確保することと、あわせて暴力団は利用させないことなど、合計で7項目を掲げているものでございます。

5 の指定の期間をご覧いただきたいと思いますが、今回の募集から、指定期間については3年から5年に変更をしております。そのようなことから指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間ということになります。

次に、4 ページの6 の経費に関する事項をご覧いただきたいと思います。

5 年間に市が支払う指定管理料の見込み額は、消費税込みで1億5,755万円とされています。これはコミュニティセンターと児童館の両方ということになります。各年度の見込み額の内訳につきましては、下の表の中に記載をしてあるとおりでございます。

次に、5 ページ、7 の応募の資格をご覧いただきたいと思います。

応募の資格としましては、白井市内に本店・本社、支店・支社、または営業所や出張所を有する法人並びに白井市内に事務所を有し、白井市内を中心に活動している団体としております。制限事項につきましては、国税または地方税を滞納している法人など7項目の制限事項を設定しております。

次に、資料飛びますが、14 ページをご覧いただきたいと思います。

指定管理者が行う業務につきましては、施設の運営に関する業務、施設の管理に関する業務及びその他の業務に分けております。

施設の運営に関する業務は、15 ページから16 ページにかけて記載をしておりますように、コミュニティセンターや児童館の利用に関する業務や事業運営に関する業務を行っていただくことになっております。

そして、施設の管理に関する業務については、17 ページに記載をしておりますが、施設の適正な運営を図るため、設備機器等の点検及び保守管理を行っていただくことになっております。

その他の業務は、17 ページから18 ページにかけて記載をしておりますが、日常業務の各課等との調整やセンター長会議などへの出席のほか、コミュニティセンターは、災害時は避難所になりますので、万が一災害が発生した場合は、市民の安全確保を第一に優先すること、市民サービス向上のために市内スポーツ施設の使用料の徴収業務を行うことや、小中学校の体育館の鍵の貸し出しなどを行っていただくことがその他の業務になっているところでございます。

次に、指定管理者の募集についてですが、資料のほうは戻りまして6 ページの8 をご覧いただきたいと思います。

8 には、指定管理者の募集及び選定スケジュールの内容になっておりますが、この中の9 番の説明会の欄をご覧いただきたいと思います。

説明会につきましては、6月26日に開催をいたしましたところ、市内の事業者が3者出席をいたしました。その後、申請書の受け付けを7月8日から16日までの9日間行いまして、最終的に申請書を提出してきたのは、合同会社しろい光夢辿の1事業者のみだったということでございます。

なお、この合同会社しろい光夢辿の応募資格についてでございますが、応募者の資格に合致をしております。先ほど説明いたしました制限事項に示している項目については、該当がないこと、また、合同会社しろい光夢辿から出されてきているファイルのほうの資料の45ページには、これらの内容がしっかりと誓約書として、自分のところではこれに相違ないというような誓約書が出されていること、そして、提出書類のほうも全て整っていることなどから、応募の資格を有している事業者であることを確認しておるところでございます。

つきましては、白井市白井コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の第11条と白井市児童館の設置及び管理に関する条例第12条の規定によりまして、指定管理者選定審査会のご意見を伺うため、このたび審査をお願いするものでございます。

白井コミュニティセンターと白井児童館の説明については以上でございますが、実は昨年の12月26日なのですけれども、皆様方に西白井コミュニティプラザの指定管理者について審査をいただいております。この時点では、まだ建物が何も工事に入っていないような状況での審査ということではありましたが、このたび、7月末日にこのコミュニティプラザの建物が完成いたしましたので、そしてオープンについては、10月2日のオープン予定ということで現在準備を進めているところでございます。このようなことから、審査会の委員の皆様にも一度、今年度どこかの会議の中で時間調整をしていただいて、コミュニティプラザの施設をもしご覧いただければというようなことで、事務局のほうと日程調整を後日行わせていただきたいということでご連絡をいたしたいと思っております。

説明については、以上でございます。

●会長

3年間、今までのところはどうか。3年間の実績評価についてもお願いします。

●市民活動支援課

3年間の実績についてですが、これまで白井コミュニティセンターの管理運営については、開設当初の平成23年6月から、この合同会社しろい光夢辿がずっと受けてやっております。管理運営業務、それから各種事業の開催、こういったところも、内容については今までと遜色ないような内容で進められてきておるところでございます。

以上です。

●会長

一言で言うと、安心して任せられたと。

●市民活動支援課

はい、そうです。

●会長

児童館についてはどうですか。

●市民活動支援課

児童館についても、先ほどの説明で合わせてということで、よろしくお願いします。

●会長

児童館の担当課としても同じですか。特に問題なかったのですか。

●市民活動支援課

はい。自主事業などもしっかりとやっていただいている、子供たちのためにちゃんと事業をやっていただいていると認識しております。

●会長

特に気がついたような注意すべきような点はなかったと。

●市民活動支援課

はい。ありません。注意すべきとは逆に、職業体験的なワーキング・キッズ・アドベンチャーというような独自の取り組みもしていただいている、非常に有用な事業を実施していると団体と認識しています。

●会長

以上、担当課からのご説明でした。担当課からの説明について、各委員の方から、何かご意見ありますか。

どうぞ。

●委員

今、課長のお話を聞いていまして、審査する必要がないのではないかという感じを受けましたが、皆さんいかがですか。この合同会社しろい光夢辿については、もうこの、7年の委員の任期のうち、何回も社長さんの顔も拝見していますし、必要ないのではないですか。そうと思いますが、どうでしょうか。無駄なような気がするけれども。

●会長

できるだけその辺は簡略化して審議していきましょう。私もしろい光夢辿の代表の山崎さんにお目にかかるのは3回目ぐらいですし、特に担当課のほうからクレームをつけるようなこともなかったということであれば、特段の審査は必要ないと思いますけれども、やはり立場上、フリーパスというわけにいかないから、ご説明をお聞きして、質疑応答の上、最終結果を投げたいと思います。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

そういうことで、次に進みたいと思いますけれども。

●事務局

かしこまりました。それでは、今回の応募団体のしろい光夢辿を呼んでまいります。しばらくお待ちください。

(応募団体 入室)

●事務局

それでは、これからプレゼンテーション審査を行わせていただきます。プレゼンテーション審査については、30分以内で行ってください。開始後25分、30分が経過した時点で事務局がベルを流しますので、2回目のベルが鳴りましたらプレゼンテーションを終了してください。

プレゼンテーションは、必ず団体の概要、事業の計画、その後に収支計算書ということで、財務状況等についてご説明いただきたいと思います。

プレゼンテーション審査における評価は、事業計画書、収支計画書ごとに行います。事業計画書から逸脱したプレゼンテーションを行った場合、適正な審査ができなくなりますのでご注意ください。

また、プレゼンテーション中、申請内容の詳細について説明する場合については、必ず資料中の対応するページ番号を委員に伝えてください。

また、プレゼンテーションが終了しましたら、30分の質疑になります。指定管理者選定審査会の委員から申請内容、プレゼンテーションの内容について質疑を行いますので、申請団体が応答してください。質疑は一問一答で行いますので、簡潔に回答してください。質疑は、プレゼンテーション審査を開始してから60分が経過した時点、または委員からの質疑が終了した時点で終了します。

それでは、応募団体については、プレゼンテーションをお願いいたします。

●合同会社しろい光夢辿

本日は、ご説明の機会をいただきましてありがとうございます。合同会社しろい光夢辿、代表の山崎と太田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。失礼して着座で説明させていただきます。

それでは早速、お手元申請書3ページをお開きくださいませ。

3ページ、「団体の概要書」です。

私ども、しろい光夢辿は、市内事業者と市民が共同出資した合同会社です。白井コミュニティセンターの建設準備委員が中心となって、平成22年に創設いたしました。経営理念は、地域貢献です。

ご覧いただいておりますが、従業員は複数の資格を有しております。もともと持っている資格もございすが、サービス検定3級、日本漢字検定3級、こちらは必須で取得するように勧めております。窓口業務には必要であるとともに、生涯学習の視点においても、社会人の学びを体験するという意図もございすが、検定、研修などは、本人の希望に基づき推奨しております。

個人だけでなく、会社としてもできることを模索し、さまざまな企画に登録、協力を行っております。平成24年に「がんばろう！千葉」応援隊に登録、平成26年、千葉県教育委員会推奨のちば家庭・学校・地域応援企業に登録、平成28年、今井の桜保全プロジェクトとして、今井の桜周辺マップを作成いたしました。平成30年「社員いきいき！元気な会社」宣言を行いました。このように、千葉県白井市というエリアをさまざまな観点からアピールし続けているというところでございます。

続きまして、事業計画についてご説明いたします。

4ページ、「管理運営の基本方針について」をご覧ください。

白井コミュニティセンター及び白井児童館の運営に関する一貫したコンセプトは、「つどろ、つながる、つむぎあう」でございます。人と出会い、交流し、互いに刺激を受け合い、結んだつながりから、みずからの居場所を育み、さらに活動し、交流を広げ、次なるステージが広がっていく、そんなセンターの姿をあらわしております。

それは、すなわち市民活動の広がりであり、コミュン形成の基本的な流れであると考えます。年齢、性別、障害のあるなしにかかわらず、誰もが平等に利用し活動する拠点として、子供たちが安全・安心に学ぶ、遊び、健全育成の場としてあり続けます。

また、地域情報の集積と発信の拠点となり、問題解決のためのコーディネートの役割を担い、市民のコミュニティ活動や連帯意識を醸成する場として機能するよう努めます。

白井の風土、歴史、食文化などを伝え、郷土愛を育みます。合言葉は「わがまち白井」です。

次に、5ページ、「市民サービスの向上について」をご覧ください。

先ほども申しあげました平等な利用を促進し、なおかつ利用者の安全のために定期的に館内を見回ります。利用のあるなしにかかわらず、21時までを開館します。日中勤務も夜間勤務も、同等のスキルを持つスタッフを配置しております。そのため、夜間でも日中と同じサービスを提供します。これは市民の利便性を考えるととても有意義なことであり、夜間の市民の安全確保、安心感につながると考えます。

今、多様化の時代です。民間の横のつながりを駆使した独自のイベントや事業を展開してまいります。

次に、6ページ、「利用者ニーズの把握方法と対応について」。把握方法については、ご覧のとおりです。

事業終了時にアンケートを行います。並行して、常設のお客様の声によって、また窓口でのやりとりの中、隠れたニーズを集積します。地域課題共有のために市のタウンミーティングへの参加や、地区社会福祉協議会や日赤奉仕団など地域に密着して活動している団体との交流に努め、相互に協力し合う機会を持っております。また、コミセンのセンター長は民生委員でもあり、常に地域の課題に向き合っております。

苦情対応などにつきましては、マナー研修などで個人のスキルを磨き、苦情報告書など

により書面に残し、朝夕礼において並びに休館日に開催している全員ミーティングにおいて情報を共有しております。

児童館におきましては、保護者と積極的に会話をし、子供たちの行動を見守り、対話が必要だと感じた際には、関係各所と連絡を取り合い対応してまいります。

次に、8 ページ、「自主事業の実施計画について」をご覧ください。

白井コミュニティセンターでは、企業や団体、行政とともに開催する事業が多くございます。これまで皆様でつくり上げてきた数々の事業は、継続して開催していく予定です。

先日7月27日に、第4回ワーキング・キッズ・アドベンチャーを開催いたしました。このイベントは、小学生を対象にした子供の職業体験で、若い世代が工業団地の企業や市内にある会社、商店などがあることを体感し、将来、就職、定住したいという心を育て、子供の学力向上、生きる力を育むこと、子供の未来を応援するという企業を知ってもらうことを目的としています。子供たちの好奇心、自立心をかき立て、未来を担う人を創造する機会を官民一体となって提供しています。こちらの主催は、ワーキング・キッズ・アドベンチャー実行委員、そして白井コミセン。白井工業団地協議会に協賛をいただき、白井市、白井市教育委員会、白井市商工会が後援をいただいております。去年は、経済産業省の方が視察に来られ、市でこういうイベントがあるのはすばらしいと激励されたということがありました。また、千葉県教育庁生涯学習課とも連絡を取り合い、報告などをいたしております。

さらに今年度は、千葉県立白井高等学校の教頭先生から、高校1年生を対象にした進路体験講座を白井高校で開催したいと希望があり、11月に開催が決定しています。進路体験講座とは、ワーキング・キッズ・アドベンチャー参加企業に協力していただき、さまざまな企業を知ることで、みずからの進路目標を明確にし、2年生以降の進路活動を充実させる講座です。ワーキング・キッズ・アドベンチャーがもととなり地域活動の幅を広げているところです。

ちなみに、8月10日発行の月刊千葉ニュータウンの1面にワーキング・キッズ・アドベンチャーの記事が掲載されております。

また、本日より、らーばんねっとで当日の様子が放映されていることを申し添えておきます。

続きまして、街コン～オミパde白井～。こちらは、街コンオミパde白井実行委員、白井コミセンが主催となりまして、白井市、白井市商工会に後援をいただいております。市内在住・在勤の未婚者を対象にした婚活支援事業です。異性と知り合うきっかけが少ないという若者に出会いの場を提供しております。市内事業者の協力で、会場をコミセン外に設営しています。就職、結婚すると市外に出てしまう若者が多く、この機会を機に市内のお店を知り、白井市の魅力を感じてもらい、結婚後も白井市に住みたい思いを育むことを目的にしています。若い人たちの出会いを通じて、地域の活性化につながることを期待

しています。このイベントも毎回問い合わせが多数あり、年代別にしてほしいなどのご意見もいただいております。今年度は、11月ごろに第7回のオミパを開催する予定です。

以上、二つの事業は、白井市第5次総合計画の若い世代定住プロジェクトに合致した重点事業となっております。

また、今井の桜プロジェクトや、地域企業主催の春のそろばんフェスティバル、ワールドそろばんフェスタの協力、後援を行っております。

その他の事業につきましては、児童館との共催事業を含め、教養の向上、身体活動、家庭教育、社会連帯意識などの自覚を促す事業などを予定しております。

児童館事業では、ゼロ歳児親子教室を年間カリキュラムに開催し、乳幼児健診で相談できなかったことや今現在、保護者が困っていることなどに耳を傾け、不安を少しでも解消できるよう支援します。1歳を迎えるまでの日々の成長は目を見張るものがあります。このことを多くの保護者とわかち合い、悩みを共感することで、職員が保護者との信頼関係を築き、近年多くなっている児童虐待の抑止につなげられるよう、市役所の関係機関と連携し見守っていきたいと考えております。そして、子供を持つ前のプレママ、プレパパへの支援も行っていく予定です。

白井自悠館は、市内在住・在学の中学1年から18歳までの子を対象に、金曜日に開館時間を19時まで延長し、居場所を提供するとともに、学習支援者を配置し、自主学習の支援を行っております。

それぞれの事業や日常で共通することですが、児童館はゼロ歳から18歳までの幅広い年齢が対象となります。その中で、上級生が下級生をリードしたり、遊びを共有するなど、職員である大人が指示を出さずとも自然に行え、上級生の姿を見て、子供自身が上級生になったときに、下級生に優しく手を差し伸べられる姿が多く見られております。

では、9ページ、「緊急時の対応について」をご覧ください。

対応につきましては、そこにお示ししたとおりでございます。マニュアルは幾つあったとしても、緊急時にすぐに対応できるかといえば、そうとも言い切れません。私どもは有事の際、どのようなシフトであっても、利用者が安全に避難できるよう訓練を実施し、研修を受け、日々スタッフ同士で確認し合っております。

その対策の一つとして、センター独自の災害用品を備える、オンコール制度の導入などが有効であると考えております。

少し飛びまして、16ページの「利用促進の方法について」をご覧ください。

自主事業やお知らせ、イベント報告など、情報満載の2色刷り両面印刷のコミセン通信を毎月発行しております。白井第一小学校を通じて家庭数配布、白井中学校を通じて生徒数配布、市役所、まちづくりサポートセンター、ウエルぷらっと、図書館、市内各センター、保育園や店舗、事業所、銀行などに設置しております。白井地区、下長殿地区などの自治会に回覧配布しております。その他、地域ボランティアによって、近隣住民200件程

度に戸別配布もしております。

ワーキング・キッズ・アドベンチャーやオミパ、フェスタなどの大きなイベント開催時には、地元のマスメディアに情報提供をし、取材や情報掲載を依頼しております。センターの利用案内を窓口に設置し、利用方法などを丁寧に説明しております。

ホームページやフェイスブックページ、ブログなどのツールを使用して情報発信を行い、利用者の方、利用されない方にも情報が行き渡るよう工夫してございます。

では、17 ページ、「利用料金について」。

料金につきましては、お示ししたとおりでございます。税率引き上げに伴う料金改定を行う予定でございます。

次に、18 ページ、「管理運営経費の削減方向について」は、そちらに掲載されておりますとおり、でき得る限りこのようにしたいとは考えておりますが、状況によってはこの限りではないと申し添えておきます。

この夏の異常な暑さからわかるように、この温度内で冷房をつけてくださいということではなく、危なくない範囲で利用者の体調を見ながら、そういう温度設定で考えております。

また、デマンドコントローラーを企業努力で導入しており、電気料金節約の一助となっております。指定管理側で削減できるところは、記載しましたとおり、大切に慎重に使用してまいります。

次に、19 ページ、「類似施設の運営実績」につきましては、お示ししたとおりでございます。

白井市桜台センター、白井市コミュニティセンター、どちらの施設も地域性とセンターの特性を生かした運営を行っております。白井市桜台センターは、今年度より5年間の指定管理者として選定されております。

次に、20 ページ、「市内での市民活動実績、その活用について」は、ご覧のとおりでございます。

続きまして、21 ページ、「施設設備の維持管理について」をご覧ください。

仕様書に定められた定期清掃などは、確実に実施いたします。また、それとは別に、日常的にスタッフが清掃を行っております。それによってセンターへの愛着が増し、設備や備品を長持ちさせることができ、不良箇所の早期発見につながると考えております。

委託業者につきましては、ほとんどが市内事業者であり、何か起こった場合には早急に対応できるようになっております。

22 ページは、定期清掃の予定表、23 ページは、施設警備のガードシステムの設置場所をお示ししております。

続きまして、27 ページ、「その他関係法令の遵守」につきまして、こちらもお示しのとおりでございます。

必要な関係法令は、印刷してファイルにとじてあり、すぐに手にするような場所に置いてございますが、同時にパソコンでも確認できるよう道筋を提示してございます。

次に、28 ページ、「特記すべき事項」につきましては、ご覧のとおりでございます。

利用者に向けてのこと、働くスタッフに向けてのこと、どちらも同じく大切にしております。

事業計画につきましては以上です。

続きまして、山崎から説明させていただきます。

●合同会社しろい光夢迪

続きまして、「収支計算書及び人件費の内訳表等」に入っております。

ページ数は 29 ページからになります。29 ページから、5 年分の収支計算書をお示ししてございます。

また、34 ページは、「人件費の内訳表」を 39 ページまで、細かく人件費内訳、補助票も含めて記載してございます。

続いて、「管理体制の計画書」になります。40 ページになります。

令和 2 年から 6 年度の管理体制ということで、職員の配置計画書をお示ししてございます。

41 ページが児童館担当、42 ページから 44 ページが勤務のシフト表になります。

この収支計算書は 5 年分、29 ページから出ているわけなのですが、こちらの指定管理料金のほうが、5 年間同じ金額の指定管理料になっているので、これをどうするかというのを考えた結果、1 年ごとに出させていただきました。

こちらの勤務のシフト表が終わりまして、45 ページ、46 ページが誓約書になります。

続きまして、団体等の経営を説明する書類ということで、47 ページが履歴事項全部証明書と、続いて、合同会社しろい光夢迪の定款、実績がわかるものということで 53 ページになります。

こちらでは、平成 23 年 6 月 1 日のオープン以降、現在に至るまでコミュニティセンターの指定管理者となり、管理運営を行っております。

また、先ほども太田が説明しましたが、白井市の桜台センター、平成 25 年 4 月 1 日より両館の指定管理者となり管理運営を行っております。現在、令和 5 年度まで指定管理者の指定を受けております。

続いて、54 の 1、決算報告書、54 の 2、貸借対照表になります。

平成 31 年度の予算計画書が 98 ページ、99 ページになります。続いて、事業計画書が 100 ページになりまして、会社の概要及び経営方針、事業開始の動機というところで、コミュニティセンターの建設準備委員としてセンターの建設からかかわってきた市民が、管理運営を白井市の中で行いたいと出資者を募り、合同会社という形態をとって事業体となりました。会社法人でありながら、構成メンバーは、長年数々の市民活動にかかわってきた白

井市民であります。白井の公設のセンターを白井市民が白井の業者に保守点検等を委託し、基本的に白井市民を雇用し、市民のために市民が運営し、白井市の税金を白井市内で還元することを目指して事業を開始いたしました。

経営理念は、先ほど太田が伝えましたとおり、地域貢献になります。施設運営は、市民の市民による市民のための管理運営としております。

続いて、今後の事業方針。社是が品格、思考、身だしなみ、言葉遣い、立ち居振る舞いを職員全員が常に意識しつつ、地域と行政とつながり、相互に助け合い成長する。会社の将来像としましては、白井市をふるさととして愛し、ともに白井市を盛り上げていく子供たちの健全育成の支援とともに、市内事業者と市民をつなぎ産業支援を行う。まちづくりに積極的にかかわっていく人づくりの一助となる活動を行っていきたいと考えております。

続いて、103 ページの業界の展望と今後の基本戦略というところで、今後の業界動向等、当社の戦略としまして、地域発信、地域ならではの特色を生かした事業形態や拡充が必要であり、市民のエンパワーメントや機会の提供を行い、支援してまいりたいと思います。コミュニティセンターでは、ワーキング・キッズ・アドベンチャーという白井の産業を子供たちに周知する実体験型イベントを市内事業者や市内学生のボランティアとの協力のもと、継続して開催していきたいと考えております。

また、「街コン～オミパ d e 白井～」のように市の第 5 次総合計画に合致するコミュニティセンターならではのイベントを開催し、白井に若い世代を呼び込み、定住を促進する一助となることを目指しております。

桜台センターでは、白井フェミナスハートプラスという白井市における唯一の男女共同参画啓発イベントや、防災リアル訓練 in 桜台といった地域のニーズから始まったイベントに積極的に協力を行っております。

また、桜台地域サポーターの活動を通して、地域発信を市で盛り上げる。その一環として桜台の歌の周知に努めています。並行して個人が参加しやすい単発講座の開催、児童館や地域団体との共催事業の充実をしてまいりたいと考えております。

今後の主な課題と施策でございます。

課題として、少子高齢化があります。高齢者の生きがいづくり、地域による子供の見守りなどを促進するような人づくり、地域づくりを行っていきたいと考えております。

桜台センターでは、地域とより結びつくイベントや講座などを開催、地域の拠点として、市民活動や社会教育の場、機会を提供していきたいと思います。

コミュニティセンターでは、コミュニティセンターとしての特色を十分に生かし、市内事業者、市内活動団体、学生ボランティアなどと連携した事業展開を行っていきたいと考えております。

また、職員がさまざまな研修、講習等に参加し、インプットしたものをアウトプットできる環境をつくり、1 人の経験を全職員が享受することを目指しております。

続いて、104 ページ以降は事業内容になります。

105 ページ以降は電子申告、納税関係になりますので、ご覧いただければと思います。

こちらとしては、以上になります。

●合同会社しろい光夢迪

以上です。ありがとうございました。

●会長

それでは、質疑へと移ってよろしいですか。

それでは、各委員の方々、自由に質問してください。

●委員

56 ページの損益計算書、過去 3 年分があるのですがけれども、平成 30 年度は、金額的にはわずかなのですがけれども、最終的にマイナスになって。この辺の理由と、あと今後の見通しがどうなのかというのをお聞かせいただきたいです。

●合同会社しろい光夢迪

平成 30 年度のマイナスに関しましては、平成 30 年度に利用料金の見直しを白井市で一斉にしております、利用料金が値上げされたことについて、値上げされた分を私どもで昨年の 29 年度と半年分を計算して、差額でプラスになった分、掛ける半年分で計算しております。

1 年分を第 4 四半期の指定管理料のほうでマイナスされたのですが、12 月のボーナス等々を払い終わった後でのマイナスですから、どうしてもやりくりがつかせんで、私の給料については 6 月に税務署に届けてあるので、私の役員報酬は手をつけられないということで、いろいろやったのですが、マイナスになりました。

担当課の市民活動支援課にも、マイナスを出しますけれども、次回の申請とかにそれが反映されたら困るということでお話をしたのですがけれども、急に第 4 四半期で 1 年分をマイナスということですので、それは大丈夫ということだったので、税理士といろいろやりながら、ここまでのマイナスが出てしまったという形です。

事業的には、利用者さんもふえ、団体の利用者さんが減っている割には、個人利用者さんが多くなってしまっていて、利用料金自体は増えているのですがけれども、値上げに関しての分を指定管理料からマイナスされており、それがコミュニティセンターのほうは 30 年度と 31 年度分の 2 年間分を平成 30 年度に合わせてマイナスされているのでマイナスになっています。これに関しては、6 月で私の給料を少し下げて、いろいろ対応していこうということでやっております。

おかげさまで利用料金のほうは、個人利用者が割とふえています。あと外国人の利用者がふえていますので、値上げした割には、件数としましては、そこそこ平行に行っているのかなという感じです。

●委員

利用料金の値上げについては、今年の10月からまた上がりますよね。

●合同会社しろい光夢迪

はい、消費税が10%となるので、それに合わせて。

●委員 この辺のところの影響はありますか。

●合同会社しろい光夢迪

これについても各館、多分そろって同じ金額が上がるということですので、各センターでお知らせの用紙を張り出しているところです。

●委員

その分、当然また管理料も下がるということですか。

●合同会社しろい光夢迪

はい。その辺については既に調整済みです。今回の指定管理料も5年間一緒です。ただし、この中で、ましてや10月から雇用する非常勤の最低賃金が上がりますので、それを考えていると、ちょっと頭が痛いところなのです。

●委員

私もこれ今申し上げようと思ったのですが、最低賃金が恐らく10月から923円ぐらいになりますか。そうすると、これで行くと900円とか910円の方がいらっしゃるのでは。

●合同会社しろい光夢迪

900円をベースで。

●委員

この辺のところは、もう明らかに最低賃金が上がるので、見込みも上げておかないとあれですよね。

●合同会社しろい光夢迪

そうですね。その辺をどうなのかというところはあったのですけれど。

●委員

その辺のところは、市のほうでも考慮していただければと思いますけれども。

●事務局

審査にかかわる内容なので、今ここで設計の詳細について説明申し上げるのは控えたのですが、今回も全国的に最低賃金が上がりますが、人件費については、市の設計ではそれよりも大きな額の上昇を見越して設計をしておりますので、十分に考慮していると考えております。

●合同会社しろい光夢迪

市の考える人数設計について、対応しています。人件費を何%まで見込んで指定管理を依頼されているのかはわかりません。ただし、事業を行うに当たっては、それに伴う人が必要になってきますので、この辺のところは、いろいろ働き方改革ではないのですけれども、雇用のほうで一律に7時間とか6時間と雇用できなくて、半日分でやりくりするよう

な形を今やっちはいるのです。

●委員

私も 56 ページに関してですが、しろい光夢迪さんは桜台のときにいろいろお話聞いて、今日のお話もそうですけれども、企画もすばらしいし、いろいろ目新しいというのですか、アイデアがあっといういろいろやっただいて、事業の内容自体はすばらしいと私は個人的には思っているし、この間の桜台センターのときにご質問をさせていただいたように、子供に対する補習授業を行い、誰が教えているのか、お金はどこから出るのかといったら、自分たちのスタッフの中でやっているとか、自前の中でいろいろやられていることはすばらしいと思うのですけれども、私は他の委員と違って経営やお金のプロじゃないのですけれども、例えば市からいただいている資料を見ると、3年間の収支が出ていて、平成 28 年度と平成 29 年度は何万円とか何千円で、黒字で終わっていますよね。しかし、昨年においては、15 万円ぐらい赤字で終わっているのです。最初、自分で見ていたときはわからなかったのですけれども、今日、話聞きながら見ている中で、ここマイナスになっているなど、こっちはマイナスだけれども 15 万円だけれども、こっちはマイナスだと 36 万円になっています。こういうのを私は素人で見方がわからないものですから意味がわからなかったのだけれども、要するに会社として平成 30 年赤字になったということは間違いのないことですよ。

●合同会社しろい光夢迪

はい。

●委員

会社とかだと、いわゆる儲けというのですか、もともと皆さんも儲けを出して頑張ろうと思っているわけじゃない会社だと思うのですけれども、会社だと儲けを出して、それで内部留保、貯金を少しずつつくって、もし赤字が出ても、ある程度貯金で埋め合わせながら、赤字が 3 年続いても会社が潰れないように何とか持ちこたえる、そういう基本のシステムだと思うのですけれども。今度、契約が 5 年ですから、途中でお金が足りなくなるようなことになると、せっかく今日の審査でクリアして、指定管理をお願いしても、お金が足らなくなって、いいことをやっているけれども、お金が足りなくなって、やり切れなくなってくるというのがあります。

昨年度のところだけ見てもマイナスで、今お話聞いていると値上げの問題とか、消費税も入ってくるだろうし、いろいろあると思うのです。

私が、ここで質問したいこととして、収入の一つは、市から決まったお金で 5 年間もらいます。それをもとにして 5 年間仕事をしますというとき、ほかのセンターもそうでしたけれども、自主事業というのがあって、しろい光夢迪さんの一番の収入としては、私が思うのは、いわゆる施設利用料が多分、一番自由に使えるお金というのですか、頑張っって自分のものになるような、そういうものじゃないかなというふうに素人目には解釈されるの

ですがいかがでしょうか。

●合同会社しろい光夢迪

今、岡村委員が言うように、みんな頑張って利用者さんが増えて、利用収入も上がっていますというところだったのですけれども、今回に至っては、12月のボーナス出た後の1月、2月、3月の第4四半期で、行政の決算が1年決算というところで、1年分を指定管理料で引かれていくものですから。もともとの計画にはないことがあったところです。

●委員

さっきの説明だと、それは書類上の赤字ということなのですか。

●合同会社しろい光夢迪

本来は、単年度では赤字だと思うのです。

●委員

単年度としては、赤字の状況になったということですよ。施設を貸すというか、利用料を上げるための取り組みというのですか、そういうのを宣伝の項目とか、事業所の事業報告にもありましたけれども、例えば私が思うのは、会議室とか、どういう人がどのような目的で利用しているのかというのを差し支えなければ事例として教えてほしいのですけれども。

●合同会社しろい光夢迪

商用の利用としては会社が多いですね。会社が自分たちの社員を集めて会議に利用しているというところが。

●委員

例えば個人とか会社でもいいのですけれども、会議室で何か習い事みたいなこと、子供の塾でもいいのですけれども、英語を教えますとか、数学を教えますみたいな、そういうことでも貸せるわけですよ。

●合同会社しろい光夢迪

はい。ダンス教室などで貸しています。

●委員

そういう営利目的の人にこういうところを貸すというのはどうですか。おかしいかもしれないのだけれど。

●合同会社しろい光夢迪

それができる施設なので。そういう形ではやっております。

●委員

そういう意味で、そういうものを増やす考えはありますか。

●合同会社しろい光夢迪

公民館と違って、そういう営利目的の人たちにもお貸しできるという施設ですので。やっていただいている会社もありますし、個人で教室的なものもあります。

●委員

いろいろ企画はいいことをやっていると思うので、その企画に使うお金をこういう自分たちが自由になる貸し出しみたいなところを増やす考えはありますか。

●合同会社しろい光夢迪

そういう教室をしたいのですけれども、お部屋の利用に関して言えば、公民館と同じ並びで、登録団体さんの抽選が優先されるため、何月にならないと予約ができないという縛りがあるのです。例えば、そういう教室をされたい方は、毎月何曜日の何時から必ずそこを押さえておきたいというのがあるので、そこを押さえられるかどうかが決まっていないので、難しいです。

●委員

お客さんがつかないということですね。

●合同会社しろい光夢迪

そうなのです。

●委員

その制約は、市役所との契約の中にあるのですか。

●合同会社しろい光夢迪

市の統一事項ですね。

●委員

規則ですか。今、私が考えたようなことは、やろうと思ってすぐできることじゃない、お客さんがどんどんついてくるわけじゃないということですね。

●合同会社しろい光夢迪

お客さん自体が納得して、毎週じゃなくても、毎月じゃなくても、決まった曜日じゃなくても、それでもやってくださるのであれば、使える利用施設ではありますが…。

●委員

わかりました。いずれにしても、去年赤字だったということは、これから5年間お願いするということになるのですが、山崎さんがおっしゃったように指定管理料が決まっちゃっているから、それ以外は自分たちで何とかしないと厳しくなるということですね。

お金の話は以上です。

もう一つお伺いしたいことは、桜台地区については学区エリアの小学校、中学校は一つですが、白井コミュニティセンターの区域は、こちらに書いてありましたけれども、第一小学校と桜台小学校の市民の層は違うと思います。いかがですか。

●合同会社しろい光夢迪

とても違います。

●委員

地元云々とか所得の層とかいろいろ違うところがあると思います。

そういうところで、子供向けや大人向けの企画や、施設の運営をしていくのに気をつけているところや、違いがあるのか、余りそういうことは気にせずやっているのかとか、その辺はいかがですか。

●合同会社しろい光夢迪

地域性は重視しています。桜台地区はどちらかというところ、千葉ニュータウンに属している新興の地域なので、来られる方も、桜台小中学校区域の十余一とか、清戸とか、谷田とかの元々地元いらっしゃる方々は余りいらっしゃらないのです。

どちらかというところ、桜台と呼ばれる地域の方々がたくさんいらっしゃいます。そういう方々は、変な話なのですが、お子さんにお金に糸目をつけない感じの方が多いです。

逆に、白井のコミュニティセンターのほうは、どちらかというところ、昔からある地元の方々なので、新興的というよりも昔ながらの使い方をする高齢者などの方の利用が多いように感じます。内容も、そういう対象者に向けての事業が多くなっています。

●委員

ありがとうございます。コミセンは私の地域ですからいつも見させてもらっていて、いろいろと事業をやっているなと思います。

さらにもう一つ、桜台センターと白井コミセンで、社員のシフトとして、例えば、「今日あなたは白井へ行ってください。明日から3日間は桜台に行ってください。」とか、そういうシフトは組んだりするのですか。

●合同会社しろい光夢迪

組まないです。

●委員

白井コミセンの人は白井だけ、桜台センターの人は桜台だけということですか。

●合同会社しろい光夢迪

そうです。年度がかわってこちらに異動ということが、ごくたまにはありますが。

●委員

それは常勤者も非常勤者も同様ですか。

●合同会社しろい光夢迪

常勤者も非常勤者も含めてです。

●委員

わかりました。ありがとうございます。

●委員

私もよく利用させていただいているので、内容については、すごくいいと思います。

1点聞きたいことがあります。苦情の対応について、6ページの「利用者ニーズの把握方法と対応について」というところで、苦情マニュアルを作成していると思いますが、実際にどのような苦情とかがあって、それに対してどういう対処をしたというのがもしあれば

教えていただきたいと思います。

●合同会社しろい光夢迪

コミュニティセンターに関しては、おかげさまで大きな苦情はないです。桜台センターもそうなのですが、1名、消防関係の看板について、常に苦情言ってこられる方が、今、印西市にいますので、その方ぐらいです。

その方もコミュニティセンターにはあまり来なくなりましたので、対応というよりも、お話しすると、じゃあと帰ったり、担当課のほうに行かれたり、いろいろなところに出発しているようです。

●委員

ありがとうございます。

●委員

最初に松山委員から赤字の原因について質問があったのですが、僕も赤字について伺います。しろい光夢迪さんは、赤字は、今期が初めてではないですか。

●合同会社しろい光夢迪

そうです。初めてです。

●委員

それで、少し調べてみたのですが、簡単なことなのですが、この31年3月期は、水道光熱費がものすごく多いのです。

前年と比較して、今期が170から180万円多いのです。これが原因なのです。赤字になった原因について、売上高は、大体が市の仕事だから決まっていますよね。この表を見ると人件費もほとんど変わっていないのです。だから水道光熱費がこれだけ多くなっているのです。その原因はわかりませんよね。

●合同会社しろい光夢迪

電気契約だとは思いますが。

●委員

それにしても、水道光熱費というのは、年度間の比較で大きく変わる科目じゃないのだよね。売り上げとか仕入れだったら、あるかもしれないけれど、そんなに大きく変わるものではない。

●合同会社しろい光夢迪

電気代が大分、17万円から27万円になっています。

●委員

それにしても多い。水道光熱費は3年間で、582、581、703万円なのだ。前年対比で120万も水道光熱費が多いのはなぜですか。他の科目を水道光熱費に計上しているのではないかという感じがしますけれど。

●合同会社しろい光夢迪

それはないです。

●委員

ない。それでしたら、水道電気代が月 10 万円も多いなんていうのは、おかしいです。

●合同会社しろい光夢迪

10 万円も多くなるのです。

●委員

なるのですか。

●合同会社しろい光夢迪

なります。17 万円から 27 万円。

●委員

1 カ月だけの払いじゃなくて。

●合同会社しろい光夢迪

1 カ月です。

●委員

1 カ月だけではないのです。

●合同会社しろい光夢迪

年間でいうと、100 万円から変わります。

●委員

そんなに多くなるのですか。電気代、水道代ですよ。

●合同会社しろい光夢迪

水道代はそんなに変わりません。

●委員

年度間で電気代が 1 カ月 10 万円も多くなるということがあるのですか。何で、ですか？

●合同会社しろい光夢迪

電気料金は、契約のキロ数から超えると、通常は、その高い金額帯で本来は 1 年間継続されるのですが、白井コミュニティセンターは、デマンドコントローラーをつけてあるので、3 カ月でまたもとの契約金額帯に戻るのです。

例えば、今月も先月もそうですが、イベントや、これだけ暑くなると、例えば月 89 キロで契約している電気契約が、110 キロ近くに行っちゃうわけです。

●委員

そんなに変わるものなのですか。

●合同会社しろい光夢迪

変わります。結果、30 万円になるときもあります。だからすごいです。

●合同会社しろい光夢迪

コミセンは、桜台センターなどの他の施設と違いまして、ガスと電気の併用ではなくて、

電気だけなのです。

●合同会社しろい光夢迪

デマンドコントローラーをつけてもこの金額なのです。

●委員

そんなに変わるものですか。考えられないです。設備は去年と一昨年は同じなのでしょう。では、来年の3月期の決算も、年間七百数十万の水道光熱費が出るということですか。

●合同会社しろい光夢迪

じゃないですか。このまま行くと。

●委員

長年この商売しているけれども、信じられない。電気料だよ。特別に設備を追加したというなら別だけれども、普通の家庭だったら考えられないでしょう。

●合同会社しろい光夢迪

考えられないです。

●委員

だから、これが赤字の原因なのです。何のことない、これが原因です。

赤字については、丸々これが赤字になったのではなくて、三十数万円の赤字で済んでいるということは、他を節約しているから三十何万円で済んだのですよね。そういうことなのです。このことを少し調べてみてください。

●合同会社しろい光夢迪

わかりました。ありがとうございます。

●会長

社員の方が、役員を含めて28人。この方の継続率といいますか、入れかわりは余りないのでしょうか。ずっと雇用された方が引き続きやっておられるのか、あるいは入れかわりがあるのかどうか。

●合同会社しろい光夢迪

入れかわりはあります。1、2名。あとは従来、雇用契約している方で病気になられて手術して、体調を整えるまでお休みして、また出てきてもらってということが、今1名、9月に1名ですから、3人ぐらいは違いがあります。

●会長

基本的には、長期継続雇用ということで特別に。もちろん勤務状況とかによるでしょうけれども、勤務実態が余りよくなければ変わりますよね。今度は指定期間が3年から5年契約になるということは、より長期的な人材教育が必要になりますね。

●合同会社しろい光夢迪

より教育をしやすくはなります。

●会長

これはもちろん桜台センターも含めて、会社全体としての数字ですよ。

●合同会社しろい光夢迪

そうです。

●会長

前回の審査のときは、「他のところの指定管理者にならないか。」という話の水を向けたら、「いや、もうとてもじゃないけれども事業を広げられない」とおっしゃっていたのだけれどいかがですか。

●合同会社しろい光夢迪

そうですね。やっぱり人を育てるといふか、みんなが同じ方向を向いていくというところが難しいです。

今、それこそ平成生まれの方が入ってくるようになってきて、考え方が違うので、言って聞かせてできるのかということ、1人で任せられるかということが大きな課題です。

言ったことはやるのだけれども、いろいろな場面を真つすぐは見られるのですけれども、全体を見るのはもう少しかなというような気がしています。

一人一人と話をしながら、どうやったらいいのかと、先ほども来る前に話をしていました。

人を育てて、ずっとやっていかせてもらうとなると大変です。結構研修は、みんな毎年いろいろなところから講習を招いたり、受講したりとやってはいるのですけれど。

●会長

職員の採用募集をかけると、応募者は多いのですか。

●合同会社しろい光夢迪

集まる時期とそうでない時期があります。

●会長

私の質問は終わります。どなたか、他に、何か特にお聞きしたいことはございますか。大丈夫ですか。

以上をもって、質疑を終わります。どうもありがとうございました。

●事務局

ありがとうございました。

委員の皆さんについては、審査票に審査結果を書き加えてください。

それでは、しろい光夢迪さん、ありがとうございました。

(応募団体 退室・休憩)

●事務局

それでは、結果から報告させていただきます。

審査に当たっては、二つの項目で基準を超えていない場合は失格となります。

一つ目の項目が15番の部分で、団体の経営状況に関する項目となりますが、平均を超えてなければいけないので、5人全員で25点以上の結果でないと失格になってしまうものでしたが、こちらについては36点ということで合格になっています。

もう一つがサービス点に関する項目で、1から15までの合計点数が375点を超えていないと失格になりますが、今回541.5点でしたので、375点を超えていますので合格となりました。

評価結果については、全部で586.5点です。805点中586.5点となっていますので、今までの評価から比べるとかなり高めの点数となっています。

以上で、評価結果の点数について報告させていただきます。

この後、総合評価として、評価理由を皆さんに決定していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●会長

わかりました。では評価理由を決めましょう。

やはり、実績豊富だね。平成23年から継続的に指定管理事業者として経験を積み重ねているという点ですね。

●事務局

これが1番の理由ですか。

●会長

安定的な事業運営が今後も期待できるということもありますね。

●事務局

安定的という内容は、サービス、経営のどちらにかかりますか。それとも、両方にかかりますか。

●会長

両方かな。

●事務局

わかりました。それでは、選定理由は大体3つか4つぐらいなので、あと1個ぐらいの理由をお願いします。

●委員

あとは、自主事業を含めて、市民サービスの向上に積極的に努めているということですかね。

●会長

企画力についても評価したい。

●委員

そうですね。企画力を生かしてというところでしょうか。

●会長

新しい自主事業を積極的に提案してかな。

●委員

長期の委託にもかかわらず、甘んじず、新しい企画を考えてやっています。白井の高校は、高校から多分声をかけたのだと思うのですけれども。地域ともよく連携していると思います。

●事務局

地域との連携ということも取り入れますか。

●委員

「オミパ de しろい」というのもそうですけれども。若かったら行きたいです。

●事務局

「地域との連携など新しい自主事業を積極的に取り入れ」という表現で良いですか。

●委員

積極的に企画し、実施しているとか。市民サービスの向上に努めているとかです。

●事務局

「企画、実施し、市民サービスの向上に努めている」という表現で良いですか。

●委員

うまいですね。

●会長

もう何年もやっていますから。

●事務局

今までの内容で3つにまとめられますね。ほかに何かあれば、お願いします。

●委員

いいですね、そのとおりで良いのではないのでしょうか。

●会長

それでは以上で良いのでしょうか。評価結果には関係ないですが、やはり後継者をどうやって確保するかということが今後問題となってきますね。ここは評価結果ではないです。以上ですね。

●事務局

ありがとうございました。評価結果については、いただいた意見に多少アレンジを加えて3つ位の文章にして、次回の会議にお示しします。その上で、次回会議で決定します。

次回会議に当たり、事務局からメールで送らせていただきます。

事務局からは、以上です。

●会長

ありがとうございました。それでは、以上で終了します。どうもお疲れさまでした。